

社会的責任に関する将来の国際規格 ISO 26000 への参加





ISO 概要

国際規格に関する世界の主導的開発者である ISO（国際標準化機構）は、1947 年に業務を開始しました。ISO には、世界全地域の大小の国々、先進国及び途上国から 154 カ国*の国家標準化機関が加盟しています。ISO は、すべての種類の業務活動に価値を付加する任意規格を開発しています。

ISO 規格は、我々が住んでいる世界に積極的な貢献をしています。ISO 規格は、品質、環境、安全、経済、信頼性、互換性、相互運用性、効率及び有効性のようなきわめて重要な特徴を保証するものです。それらは、貿易を促進させ、知識を普及させ、そして技術進歩及び優れたマネジメント慣行を共有するものです。ISO 規格はまた、利用者及び消費者を保護し、多くの生活面をより簡易なものにしています。

ISO は市場が要求する規格だけを開發します。この規格開發作業は、規格を必要とし、開發後にそれらを用いる、産業分野、技術分野及び経営分野から派遣される専門家によって行われています。これらの専門家には、官公庁、消費者団体、学界及び研究室からの代表のような、関連知識を持ったその他の人々が加わっても良いことになっています。

国際規格の名のもとに発行されている ISO 規格は、関係分野の最新技術に関する国際的な合意を表しています。

*2007 年 7 月 1 日現在

技術管理評議会（TMB）議長からのメッセージ

私達は皆、より良い世界—より安全で、より清潔で、持続可能で、公正である世界—toに住みたいと思います。私達は、個人として、組織として、社会として、そのような世界に住むために何をしていますか？

標準化団体の世界的ネットワークである ISO は、その国際的な勢力範囲と存在を通して世界の変化に影響を与えることができる素晴らしい立場にあります。

私達の伝統的な役割は、製品、サービス、プロセス、材料及びシステムの標準化を促進することでした。それから、私達は、マネジメント慣行に関する標準化ツールを開発して発展してきましたが、現在では、さらに発展して、人的側面を扱った規格を開発しています。

今日私達は、2005年—2010年の ISO 戦略展望に鑑みて、あらゆるものは相互に結びついていると理解しており、ソフトウェアとハードウェア、製品とサービス、マネジメントツールと組織価値、を区別して考えることはもはやできなくなってきました。ISO は、我々の業務の世界的関連性を確実にするための政策を展開してきましたが、今日では、社会的責任（SR）よりもさらに世界的関連性のある分野はほとんどありません。

ISO 規格開発を管理する、ISO の

技術管理評議会（TMB）は、社会的責任規格開発の発案をすべての社会的責任ステークホルダーにとって十分に確実な基盤のもとに着手しようと、熟考とたくさんの努力を重ねました。

私達は、TMB に対して直接責任を負い、異なるステークホルダーグループがどのグループも優位を占めることなく参加できるような特別な構造を持った社会的責任作業グループ（WG）を創設しました。また途上国を、特別セミナー及び資金援助を通じて WG 活動に参加できるように支援しています。

この WG は、途上国のブラジルと先進国のスウェーデンが一つになった共同リーダーシップがリードしており、54 カ国から数百人の専門家の参加及び男性と女性の両方が関与をすることにより、きわめて重要な多様性を提供しています。

社会的責任に関するガイダンスを与える国際規格 ISO 26000 を開発するという ISO のイニシアチブは、将来を形づくる素晴らしい機会であると考えます。



ジバ・パティール

ISO 技術管理評議会議長



社会的責任 WG 議長からのメッセージ

世界は依然として公平ではありませんが、同時に私たちには、依然としてあまりに一般的である貧困、非人道的状況及び環境劣化を排除する機会が十分にあります。

私たちは皆個人として何らかの責任を取る機会があり、もはや、地球規模の難題を解決することは誰かほかの人の仕事であると主張することはできません。

社会的責任に関する ISO 26000 ガイダンス規格の開発プロセスに参加することは、1つの関与の方法です。現在進行中のより大きな地域的・世界的持続可能性に関する他のすべてのイニシアチブと同様に、最終成果物は、選ばれたプロセス及び関与した人々なくしてはいいものにはなりません。そういうわけで、私たちは多くのステークホルダーが関与している ISO 26000 開発のプロセスに懸命に努力しているところです。

社会的責任について改善したいと考えるどのような組織も、プロセス及び社会における役割を定期的に再評価し直さなければなりません。社会のすべてが持続可能性により貢献でき、それを実行する人が持続可能性の目標を確認し、持続可能性を運用できるよう助力する手段が必要です。そこに ISO 26000 の必要性があります。

ISO の 1 つの重要な力は、規格開

発を国際的な背景で処理する能力とは別に、情報を頒布するための素晴らしい伝達ルートである点にあります。我々は、ISO 26000 規格が広く利用され、結果として、多くの個人及び組織にとってよい刺激になることを希望しています。

世界は依然として公平ではありませんが、同時に私たちは、共に合意し、議題（アジェンダ）から実際の行動（アクション）に移すことができさえすれば、世界を変える見込みはあります。

持続可能性とは、実現性です。



ジョージ・カジャゼイラ

社会的責任 WG 議長
ブラジル規格協会（ABNT）により指名



スタファン・ソダーバーグ

社会的責任 WG 副議長
スウェーデン規格協会（SIS）により指名

1 背景：ISO と社会的責任（SR）

ISO における SR 課題の検討は、“社会的責任は、組織の持続可能な発展に向けた不可欠な努力の一部分である”という一般的な認識に沿って進められてきました。この認識は、1992 年の「リオデジャネイロ地球環境サミット」と 2002 年に南アフリカで開催された「持続可能な開発に関する世界首脳会議」（WSSD）の両方で表明されました。

1.1 ISO 消費者政策委員会（COPOLCO）

ISO 理事会は 2001 年 4 月、ISO 消費者政策委員会（COPOLCO）に対して、企業の社会的責任（corporate social responsibility、CSR）の領域で ISO が国際規格を開発することは可能かどうか検討するように要請しました。COPOLCO は 2001 年 5 月、当時 CSR と呼ばれていた問題に関する国際規格開発の可能性を検討することを決定しました。数回に及ぶ会合と 2002 年 6 月にトリニダード・トバゴで開催された特別ワークショップを経て、COPOLCO は消費者の観点から、ISO は組織として社会的責任に関する国際規格の開発を主導するにふさわしい立場にある、との結論に達しました。こうして COPOLCO は、ISO はこの問題をさらに検討す

るため、すべての主要なステークホルダーが関与する諮問委員会を設置すべきである、との勧告を ISO 理事会に提出しました。

1.2 社会的責任に関する ISO 高等諮問グループ（SAG）

2003 年初め、ISO は、社会的分野における ISO の関与が既存のイニシアチブ（基準・規定）やプログラムに付加価値を与えることができるかどうかを決めるため、SR 高等諮問グループ（SAG）を設置しました。この SAG は、産業界、政府、政府間組織、労働者、消費者、非政府組織（NGO）を含む広範なステークホルダーの利益を代表する世界各地のメンバーから構成されました。SAG は、18 か月以上に及ぶ綿密な議論と検討を経て、世界における SR イニシアチブの概要を含み、ISO で考慮すべき問題を特定した詳細な報告書を作成しました。SAG は、所定の主要な勧告が満たされることを条件に、ISO は SR に関する国際規格開発作業に着手すべきであるという結論を出しました。

この SAG の作業結果は、スウェーデン規格協会（SIS）の主催により 2004 年 6 月 21—22 日にストックホルムで開催された社会的責任に関す



る ISO 国際会議で大きな論点となりました。この会議の目的は、SR 規格開発作業の推進を ISO が最終決定するために、さらなる国際的な情報を得ることでした。この会議には、世界 66 か国から、主要なステークホルダーグループを代表する 355 名の参加者が出席しました。この場で提起された問題と課題は、SAG の報告書が特定していたものと著しく一致していました。

1.3 ISO 技術管理評議会 (TMB)

SAG の報告と勧告、さらにはストックホルム会議での肯定的かつ一貫した意見を受けて、TMB は、社会的責任についてガイダンスとなる国際規格を準備するための、新しい作業グループ (WG) の設置を提案しました。また TMB は、この WG の共同議長国として、ブラジル (ABNT) とスウェーデン (SIS) の標準化機関を選出しました。途上国と先進国の ISO メンバーをセットにするツィニングという新しいシステムは、現在、会員団体総数 156 のうち 110 を占める途上国の参加を促すために TMB が採用した方法の 1 つです。

2005 年 1 月、ISO メンバーは、社会的責任国際規格開発の新業務項目提案 (NWIP) を承認するかどうか投票しました。投票総数は 37 か国で、32 か国という安定多数が規格開発作業へ賛成し、開発作業への参加を表明しました。

1.4 新業務項目提案： “社会的責任に関するガイダンス規格”

新業務項目提案 “ISO/TMB N 26000”
による

規格の適用範囲

- 社会的責任に対応する組織を支援すること
- 次の点に関連する実用的なガイダンスを提供すること
 - 社会的責任の運用の実現
 - ステークホルダーの特定および参画
 - 社会的責任に関する報告と主張の信頼性向上
- 実際の成果とその改善を強調すること
- 顧客の満足度と信頼を向上させること
- 社会的責任分野に関する共通の用語を普及させること
- 既存の文書、条約および他の ISO 規格と首尾一貫し、矛盾しないこと

注記—ISO 及び国際労働機関 (ILO) は、ISO 26000 が確実に ILO 協定と一致するようにするために、覚書 (MOU) に署名しました。

規格の種類

- 文書は、ガイダンスを提供する国際規格とする。
- 第三者認証を意図するものとはしない。
- 規格では一貫して“shall”（～するべき）より、“should”（～するのがよい）を用いる。
- 開発する規格は1つだけとする。

TMB 直下の WG (ISO/TMB/WG SR)

TMB は、社会的責任に関する、バランスの取れた、多様なステークホルダーから成る WG を創設しました。

WG は、積極的な参加を希望する ISO 会員団体、ISO/IEC 内部の委員会リエゾン、外部リエゾン（Dリエゾン）が指名する専門家によって構成され、Dリエゾンに関しては本規格開発への参加を希望する任意の関係国際機関または広域地域機関に門戸が開かれています。

- ISO 会員団体は、WG に派遣する専門家を最大6名まで指名することができます。産業界、政府、消費者、労働者、非政府組織（NGO）およびその他の関係者より、バランスの取れた代表を確保することが望ましいです。
- 内部および外部リエゾンは、WG

に派遣する代表をそれぞれ最大2名まで推薦することができます。

作業方法

WG は、正規の ISO 作業手順に従って、作業グループに参加している専門家の意見合意を表した規格原案を開発します。

同時に、専門家を指名する ISO 会員団体は、国内ミラー委員会（ある特定分野の標準化提案及びプロジェクトに関する情報を共有し意見を交換するためにその国に設置する委員会で、ステークホルダーの代表に関して国際作業グループの構成を“そのまま再現した”委員会）を設置すること、及び、これらの国内ミラー委員会は、WG が継続的に開発する原案に対して、国の立場を確立することが期待されています。

最終的な目標は、WG で合意に達した事項が国際規格原案（DIS）に関する会員団体の投票によって承認されることです。したがって、WG への参加者は、専門家個人として貢献するものであり、国の合意に関する立場を代表することは当然のこととしては要求期待されていませんが、彼らは一方で、WG で出てくる課題について国の立場を配慮しなければなりません。



2 ステークホルダー分類

ISO/TMB は、当初から社会的責任規格の開発において、多様なステークホルダー間で均衡の取れた代表が不可欠である、と考えていました。

WG には、6 種類のステークホルダーがいます：消費者、政府、産業界、労働、NGO、及び SSRO（サービス、サポート、研究及びその他）。

これらのステークホルダーの定義は ISO/TMB/WG/SR のウェブサイトで見ることができます。貴方にとっ

てどのステークホルダーが最適であるかを定めるためには、ISO/TMB/WG SR ウェブサイトにて入手できる解説を参照してください。これらのステークホルダー分類の定義は、www.iso.org/sr の ” Organization ” のところで見ることができます。社会的責任に関する ISO 標準化活動への参加については、各国の標準化機関 (NSB) に連絡してください。NSB の情報は、www.iso.org の ” ISO members ” のところで見ることができます。

3 社会的責任 WG の現状 (2006 年 4 月 1 日現在)

3.1 WG の組織構成

リーダーグループ

WG は、2 つの標準化機関：ブラジルのブラジル規格協会 (ABNT) 及びスウェーデンのスウェーデン規格協会 (SIS) が合同議長をつとめています。WG は、議長諮問グループ (CAG) を設置することを選択しました。CAG は、WG のために決定を行うのではなく、むしろ問題を特定し、それらにどのように対処するかについて事前審議を行い、そして議長を通して WG に勧告を行います。CAG は、ステークホルダー種類、先進国・

途上国、ジェンダーについて、均衡の取れた代表からなるグループです。

規格開発グループ

3 つのタスクグループ (TG 4、5、6) が、規格の原案を作成し、編集委員会 (EC) が、開発の各段階で文書を集め、精査し、そして編集します。

社会的責任に関する WG 活動の促進

広範なステークホルダーの関与

特定タスクグループ (TG 1) が、例えば途上国、非政府組織、消費者等のような活動資源の限られたス



テークホルダーからの専門家の参加を促進するために、WG の中に設置されました。

オープンコミュニケーション

透明性及び公開性を確実にし、WG 情報の提供を促進するために、戦略的コミュニケーションタスクグループ (TG 2) が設置されました。このタスクグループは、ISO の社会的責任活動の情報を普及するための支援ツールの開発も期待されています。

信頼できる手順

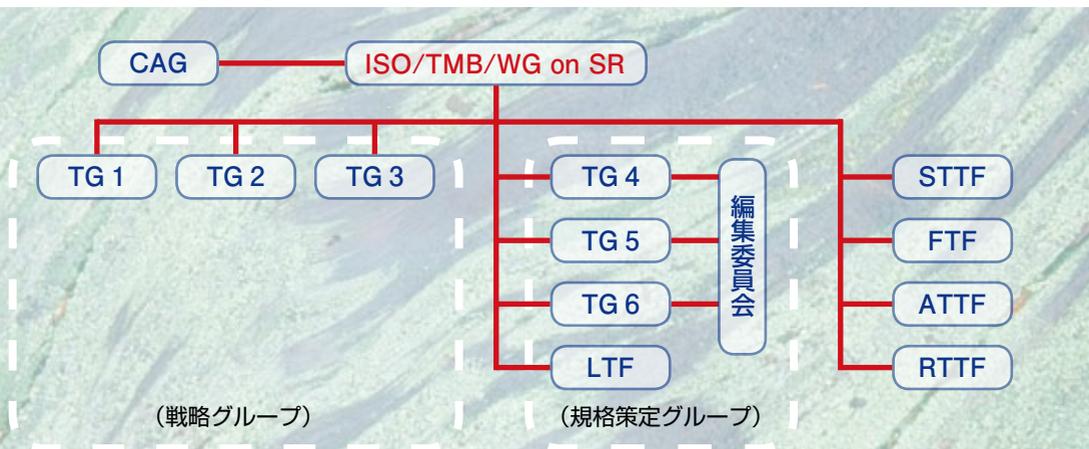
WG の運営は、ISO/TMB が定めた

特別な指針によって補足された、ISO 専門業務用指針によって行われています。TMB が制定した特別作業手順に関する内部指針を提供するために、特定タスクグループ (TG 3) が設置されました。

その他のグループ

その他の設置されたサブグループは、三つの規格策定グループ、一つ以上の規格策定グループに係る問題に協同で取り組むためのリエゾンタスクフォース (LTF)、編集委員会、そして4つの言語タスクフォースです。

WG の組織構成



TG：タスクグループ、

CAG：議長諮問グループ、LTF：リエゾン（連係）タスクフォース

STTF：スペイン語翻訳タスクフォース

FTF：フランス語圏タスクフォース

ATTF：アラビア語翻訳タスクフォース

RTTF：ロシア語翻訳タスクフォース

3.2 プロジェクトプラン-規格作成 ISO 26000

- 第一次作業原案は、2006年第一四半期に完成
- ISO 26000原案は、2008年12月に

完成予定

- 最終原案は、2009年9月に完成予定
- 国際規格の発行は、2009年11月

4 ISO 26000 の構成

2005年9月のバンコク総会にてWGに承認された。

0 序文

序文は、ガイダンス規格の内容に関する情報及びその作成の理由を記載する。

1 適用範囲

この章では、ガイダンス規格の主題、その取扱範囲、及びその適用限界を明確にする。

2 引用規格

この章では、このガイダンス規格と共に読む文書類があれば、それらをリストアップする。

3 用語及び定義

この章では、ガイダンス規格の中で使われ、かつ定義を必要とする用語を特定し、それらの定義を記述する。

4 すべての組織が活動するSRの背景

この章では、社会的責任に関する歴史的背景及び現代の背景について議論する。また、社会的責任という概念の本質から出てくる問題も取り扱う。関連するステークホルダーの

課題はここで取り扱う。

5 組織に関するSRの原則

この章では、さまざまな出典から一連の社会的責任の原則を特定し、これらの原則に関する指針を特定する。関連するステークホルダーの課題は、ここで取り扱う。

6 社会的責任をめぐる中心的課題に関するガイダンス

この章では、一連の中心となる主題・問題に関する独立した指針を記述し、それらを組織と関係づける。関連するステークホルダーの課題は、この章で扱う。

7 社会的責任の実施に関する組織へのガイダンス

この章では、組織内での社会的責任の実施及び組織運営との統合に関する実用的な指針を提供するが、その中には、例えば、政策、実施方法、アプローチ、課題の特定、パフォーマンス評価、報告、及びコミュニケーションに関するものが含まれる。関連するステークホルダーの課題はこの章で扱う。

8 ガイドンスの附属書

必要に応じてガイドンス規格に附

属書を含めてもよい。

5 ISO/TMB/WG SR メンバー

社会的責任に関する ISOWG のメンバーは、ISO 会員団体（標準化機関）及び D リエゾン機関からの専門家で構成されています。

参加メンバーは、標準化機関（NSB）ごとに最大 6 人までの専門家、リエ

ゾン機関ごとに最大 2 人までの専門家に限定されています。

次の ISO 会員団体は、専門家を WG に派遣しています。

* 2007 年 6 月現在

国名	各国標準化機関	国名	各国標準化機関
アルゼンチン	IRAM (アルゼンチン規格協会)	カザフスタン	KAZMEMST (カザフスタン標準化・計量・認証国家委員会)
アルメニア	SARM (アルメニア標準・計量・認証局)	大韓民国	KATS (韓国技術標準局)
オーストラリア	SA (オーストラリア規格協会)	ケニア	KEBS (ケニア標準局、ケニア規格協会)
アゼルバイジャン	AZSTAND (アゼルバイジャン国家規格・計量・特許庁)	マレーシア	DSM (マレーシア標準局)
バルバドス	BNSI (バルバドス規格協会)	モーリシャス	MSB (モーリシャス標準局)
オーストリア	ON (オーストリア規格協会)	メキシコ	DGN (メキシコ標準局)
ベラルーシ	BELST (ベラルーシ標準化・計量・認証委員会)	モロッコ	SNIMA (モロッコ標準局)
ベルギー	NBN (ベルギー規格協会)	オランダ	NEN (オランダ規格協会)
ブラジル	ABNT (ブラジル規格協会)	ニュージーランド	SNZ (ニュージーランド規格協会)
カナダ	SCC (カナダ規格評議会)	ノルウェー	SN (ノルウェー規格協会)
チリ	INN (チリ標準化協会)	ナイジェリア	SON (ナイジェリア規格協会)
中国	SAC (中国国家標準化管理委員会)	パナマ	COPANIT (パナマ工業技術規格委員会)
コロンビア	ICONTEC (コロンビア技術規格・認証協会)	フィリピン	BPS (フィリピン製品規格局)
コスタリカ	INTECO (コスタリカ標準協会)	ポーランド	PKN (ポーランド標準化委員会)



コートジボアール	CODINORM (コートジボアール標準局)	ポルトガル	IPQ (ポルトガル規格協会)
キューバ	NC (キューバ国家標準化局)	ルーマニア	ASRO (ルーマニア規格協会)
チェコ	CNI (チェコ規格協会)	ロシア	GOST R (ロシア連邦国家 標準化・計量委員会)
デンマーク	DS (デンマーク規格協会)	セントルシア	SLBS (セントルシア標準局)
エクアドル	INEM (エクアドル規格協会)	セルビア	ISS (セルビア規格協会)
エジプト	EOS (エジプト標準化・品質管 理協会)	シンガポール	SPRING SG (シンガポール規格・生産 性・技術革新庁)
フィンランド	SFS (フィンランド規格協会)	南アフリカ	SABS (南アフリカ標準局)
フランス	AFNOR (フランス規格協会)	スペイン	AENOR (スペイン規格協会)
ドイツ	DIN (ドイツ規格協会)	スウェーデン	SIS (スウェーデン規格協会)
ガーナ	GSB (ガーナ規格協会、標 準評議会)	スイス	SNV (スイス規格協会)
ギリシャ	ELOT (ギリシャ規格協会)	トリニダード・ト バゴ	TTBS (トリニダード・ト バゴ標準局)
インド	BIS (インド規格協会)	タイ	TISI (タイ工業標準局)
インドネシア	BSN (インドネシア国家標準局)	トルコ	TSE (トルコ規格協会)
イラン	ISIRI (イラン規格・産業調 査機関)	イギリス	BSI (英国規格協会)
アイルランド	NSAI (アイルランド規格協会)	ウルグアイ	UNIT (ウルグアイ技術規格協会)
イスラエル	SII (イスラエル規格協会)	アメリカ	ANSI (米国規格協会)
イタリア	UNI (イタリア規格協会)	ベネズエラ	FONDONORMA (ベネズ エラ規格・品質認証基金)
ジャマイカ	JBS (ジャマイカ標準局)	ベトナム	TCVN (ベトナム標準・品質局)
日本	JISC(日本工業標準調査会)	ジンバブエ	SAZ (ジンバブエ規格協会)
ペルー	INDECOPI (ペルー 競争防 衛・知的財産権保護協会)		

次の組織は、作業グループの連携団体であり、専門家を派遣しています。

団体名称	略称
AccountAbility	
African Institute of Corporate Citizenship	AICC
The Business and Industry Advisory Committee to the OECD	BIAC
Centre for Corporate Social Responsibility	CCSR
Consumer International	CI (国際消費者機構)
European Commission	EC (欧州委員会)



Ecologists Linked for Organizing Grassroots Initiatives and Action	ECOLOGIA
Foundation & ethical Investment Research Services Ltd	EIRIS
Ethos Institute/ Forum Empresa	
Global Reporting Initiative	GRI
International Association of Business Communicators	IABC
Institute for Energy and Environment of the French speaking countries	IEPF
International Chamber of Commerce	ICC (国際商業会議所)
International Trade Union Confederation	ITUC (国際自由労連)
International Council of Mining and Metals	ICMM
Institute for Energy and Environment of the French speaking countries	IEPF
International Federation of Standards Users	IFAN (規格ユーザー (適用) の国際連盟)
International Institute for Environmental and Development	IIED (国際環境開発研究所)
International Institute for Sustainable Development	IISD (国際持続可能な開発研究所)
International Labour Organization	ILO (国際労働機関)
Inter American CSRNetwork	
International Organization of Employers	IOE (国際経営者団体連名)
International Petroleum Industry Environmental Conservation Association	IPIECA
International Social and Environmental Conservation Association	ISEAL Alliance
European Office of Crafts, Trades and Small and Medium-sized Enterprises for Standardisation	NORMAPME
Organization for Economic Cooperation and Development	OECD (経済協力開発機構)
International Association of Oil and Gas Producers	OGP
Red Puentes	
Social Accountability International	SAI
Transparency International	
United Nation Division for Sustainable Development	UNSD
United Nations Conference on Trade and Development	UNCTAD (国連貿易開発会議)
UN Global Compact	
United Nations Industrial Development Organization	UNIDO (国連工業開発機関)
World Business Council on Sustainable Development	WBCSD (持続可能な発展のための世界経済人会議)
World Health Organization	WHO (世界保健機関)

次の ISO 内部専門委員会は、WG で内部連携組織の地位を有しています。

ISO/TC173	障害者の補助製品
ISO/TC207	環境管理



6 ISO 社会的責任規格の開発プロセスへの参加

社会的責任規格の目的により、これまでISOの活動に直接参加することがほとんどなかった人々の参加を奨励し促進するため、多くの新しい取り組みを採用してきたことに、読者は多分気づかれたことと思います。参加者の拡大が、この規格をよりよいものにすると同時に、新しい意見が将来のISO活動への関与を促進する実践経験となることを希望します。

貴方の意見が求められています。それをどのようにして聞いてもらいますか。国際レベルでは規格を開発

する、社会的責任に関するISOWGに参加することができます。国内レベル又は地域レベルでは、規格に関する立場を調整するための“(国内)ミラー委員会”又はその他のフォーラムに参加することができます。貴方が自分の戦略に必要な情報をより知るためには、裏表紙に記載されているリンクを使って、ISOが提供する情報を読み、よく知らない用語に精通し、そして貴方の国内標準化機関及びWGと意思疎通を図ることを出発点としておすすめします。

7 ISO 社会的責任 WG への参加

ISO 会員団体は、WGに参加するために、6人までの専門家—産業界、政府、労働、消費者、NGO及びSSRO（サービス、サポート、研究及びその他）のそれぞれのステークホルダーグループから1名—を指名することができます。その後の会員団体会議でもPメンバーとみなされます。Dリエゾン組織は2名までの専門家を指名することができます。また、ISO会員団体、Dリエゾン組織、ISOのOメンバー、またISOの通信会員メンバーもWGにオブザーバーを派遣することができます。専門家ではなく、オブザーバーを派遣する組織はOメンバーと見なされます。（この小冊子の最後の用語一覧を参照）

個人としてISO社会的責任WGに直接参加する唯一の方法は、専門家となることです。

WGの専門家は、個人の資格で行動し、自分たちを指名した会員団体又はDリエゾンの公式な代表として行動しません。しかしながら、専門家は、作業の進捗及びWG内の様々な情報についてできるだけ早い段階で自分が属する会員団体又はリエゾン組織に知らせるために、会員団体又はリエゾン組織と密接に連絡を保つことをお勧めします。

オブザーバーは、WGの一連の進捗状況をフォローする権利をもちま

す。それは、WG のことを知る良い機会です。

途上国、非政府組織、消費者等のような資源が限られた利害関係者か

らの専門家の参加を促進するために、利害関係者の関与を扱う特定タスクグループ（TG 1）が作業グループ内に創設されました。

8 国内レベルでの参加

国際規格の開発へ参加することは、国内レベルで関与することも可能です。作業グループに代表を出している各会員団体は、各国のインプットを国際プロセスと調和させるために、国内委員会を設置することが期待されています。この委員会は、社会的責任に関する ISOWG を各国レベルで“そのまま再現”したもので、“（国内）ミラー委員会”と呼ばれています。

ミラー委員会は、ISO 会員団体が設置することになっています。同委員会の委員は、国際会議に出席して

いるステークホルダーグループを反映した構成にすることが望ましいとされています。

国内ミラー委員会は、ISO 会員団体が DIS（国際規格原案）段階及び FDIS（国際規格最終原案）段階で規格原案に対する投票を行うとき、また、P メンバーが CD（委員会原案）に関してコメントをするときに、協議をします。同委員会では、規格原案を国内関係当事者に送付して、彼らの意見を集めても良いことになっています。

用語解説

Expert（専門家）：WG の活動に積極的に参加するために、ISO 会員団体又はリエゾン組織が指名した個人。

P-member（P メンバー）：作業に積極的に参加する ISO 会員団体で、正式に投票にかけられるすべての課題、照会のために配布された原案、並びに国際規格最終原案（FDIS）に関して投票する義務を負っている ISO 会員団体。

O-member（O メンバー）：オブザーバーとして作業に参加し、文書を受理し、意見を提出し、会合に出席する権利をもちたいと思う ISO 会員団体。

Mirror committee（ミラー委員会）：ISO 会員団体が設置する国内委員会で、ISO の中で実施されている作業に関して国の見解を確立する責任がある委員会。



ISO Central Secretariat

1, ch. de la Voie-Creuse
Case postale 56
CH-1211 Genève 20, Switzerland

Tel. + 41 22 749 01 11
Fax + 41 22 733 34 30
E-mail central@iso.org

ISBN 978-92-67-60436-7 © ISO 2007-07/3000



SWEDISH INTERNATIONAL DEVELOPMENT
COOPERATION AGENCY

この文書はスウェーデン国際開発協力庁 (Sida) による財政支援により作成されていますが、ここに書かれている内容について Sida は必ずしも意見を共有していません。内容についての責任は全て著者にあります。



本小冊子は、2006年11月に公表されたISO小冊子の日本語版であり、日本工業標準調査会と日本規格協会によって、仮訳したものです。日本語訳と原文の解釈に相違がある場合、原文によるものとします。

詳しい情報はこちら

ISO 社会的責任作業グループのホームページ
www.iso.org/sr

作業文書のウェブページ
www.iso.org/wgsr

国際標準化機構
www.iso.org